

浦野家通信

〒550-0012
大阪市西区立売堀
1丁目9-10
HOWAビル701号
Tel:06-6536-7560
浦野会計事務所
第112号
発行人: 所員一同

2月



2月の税務

10日(火)

- ・1月分の源泉所得税
- ・住民税特別徴収税額の納付



3月2日(月)

- ・12月決算法人の申告と納税
- ・6月決算法人の中間申告と納税
- ・3月、6月、9月決算法人の消費税の3ヶ月ごとの中間申告
- ・1月分社会保険料納付

お風邪など召しませぬよう、
くれぐれもご自愛ください。
余波厳しき折ではございますが、
いかがお過ごしでしょうか。



確定申告の時期が近づいてまいりました。
現在税務署は一部税金に関する納付書の送付を廃止しており、
納付書の準備が別途必要になっております。
税務署に納付書を取りに行くのも手間がかかるため、
弊所では**電子納税**を推奨しております。



1. ダイレクト納付

銀行口座より税金を納付する方法です。

登録が完了すれば、即時または指定した期日に納付することが可能です。

金額が確定した段階で、引き落としさせていただいてよいかの確認のご連絡を差し上げますので、
その際にお返事いただければこちらで口座振替の手続きを行わせていただく流れとなります。

2. 振替納税

納税者ご自身名義の口座から、国税庁が定める振替日に口座引き落としを行い納付する方法になります。
こちらは所得税、消費税などのみ利用が可能です。

3. ネットバンキング、クレジットカード

インターネットバンキングを開設されている場合やクレジットカードをお持ちの場合、利用が可能です。
こちらについては納付時に納税者ご自身がweb上で手続きをする必要がございます。

4. その他

QRコード決済やPAYPAY決済もございます。(上限金額あり)

現在顧問先のお客様に関しましてはダイレクト納付の登録を勧めております。
電子納税でご対応いただけない場合、お客様の方で納付書を取りに行っていただき、
弊所にご郵送をお願いする場合がございますので、ぜひご検討ください。

確定申告が必要となる方

2月を迎え今年も個人所得税の確定申告の時期も迫って来ております。今回は、確定申告が必要となる方についてご説明させていただきます。以下の項目に該当する方につきましては、確定申告が必要となりますのでお手続きをお願い致します。

1. 個人事業主の方
2. 給与の年間収入金額が**2,000万円を超える方**
3. 給与を**2か所以上**から受けている方
4. 給与を**1か所**から受けており、その他に不動産所得、配当所得、雑所得等の合計額が**20万円を超える方**
5. 令和7年中にマイホームを購入された方で、初めて**住宅借入金特別控除(いわゆるローン控除)**の適用を受ける方
6. **医療費控除**の適用を受けようとされる方
7. **ふるさと納税**をされた方で「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用していない方

なお、令和7年分の個人所得税の確定申告書の提出期間は、
令和8年2月16日(月)から3月16日(月)までとなっております。



Instagramを
スタッフが
毎日更新
しております。
お時間がある時に
是非ご覧に
なってください!



Googleの
口コミの
ご協力よろしく
お願いいいたします。



紹介キャンペーン

当事務所では、紹介していただける法人・個人事業主様を募集しております。紹介して頂いたお客様には、法人様をご紹介して頂ければ**50,000円**、個人事業主様には**30,000円**のAmazonギフトカードをプレゼントいたします!

※紹介先のお客様が
顧問契約の場合に限ります。
※詳しくはお問い合わせください。